

「彼らはヤハウエの目に悪を行った」 ——士師記の「循環的定式」——

山 吉 智 久
Tomohisa YAMAYOSHI

目次

はじめに

1. 士師記の構成
2. 研究史
3. テキスト
4. 文学批評
5. 定式の各要素とその「循環性」

おわりに

[Abstract]

“They did evil in the sight of YHWH”: The “Cyclical” Formula in the Book of Judges

It is widely known that the “cyclical” formula is one of the most remarkable strategies for the construction of the book of Judges. As a result of the literary-critical analysis of Judges 2:11–19 and the framework of the judges, it is considered that most of the elements have a Deuteronomistic background, and there is expressed a recognition about the period of the judges. In accordance with the relationship between cause and effect, repressions from neighboring people are regarded as a result of sins of the Israelites themselves and as a punishment by God. But YHWH is not a mechanized device of the causal relationships, but rather He breaks them by sending the judges and saving the Israelites.

はじめに

全21章からなる旧約聖書の士師記は、イスラエルの民が神ヤハウエから約束された土地へと定住するいわゆる土地取得の記述に始まり、イスラエルに王制が導入される以前の時代におけるイスラエルの民と周辺諸民族との関わりについて描いている。この士師記に認められる大きな特徴の1つが、その書名が表しているように、「士師」(ショーフェート, שופט/šōpēt) と呼ばれる、民の指導的な人物たちに関するいくつかの物語が組み合わせられることで、1つの文書の中核をなしている点にある。

またそれと同時に、士師記を一読すると、これら個々の「士師」をめぐる物語が、いず

れもある定式的な一連の表現によって始まり、また締め括られていることも容易に見て取れる。これによって、個々の「士師」の活動が、いわば「循環的に」繰り返されたとの印象を読者に与えるのである。こうした一連の「士師たち」の物語に先駆けて、士師記2章11-19節には、士師記全体のいわゆる歴史神学的な綱領が置かれている。これは予告的な概観という形で、その後展開される士師時代の「循環的な」歴史経過を提示していると言えよう。

M. ノート (Noth) 以降、個々の「士師」の物語を導入し、締め括っている枠部分と2章11-19節に置かれた綱領部分はいずれも、「申命記史家」と呼ばれる人々の手によるものであり、「申命記史家」自身が物語の一部

キーワード：士師記, 申命記史家, 申命記史書

Key words: Judges, Deuteronomist, Deuteronomistic History

という形で、包括的な歴史解釈を提示していると言われて久しい¹。しかしその後、これらの定式の関連をめぐっては、研究者たちの間でも意見が分かれており、見解の一致を見ていない。本稿は、こうした事態を踏まえて、特に綱領部分の定式である 2 章11-19節のテキストの分析を通じて、この箇所とその後が続く物語の枠部分の定式との関連について考察する。

1. 士師記の構成

最初に、士師記の全体的な構成をごく簡単に整理しておこう。現在の形における士師記は、内容や形式の面から見て、1 章 1 節-2 章 5 節の「導入」、2 章 6 節-16 章 31 節の「主要部」、17 章 1 節-21 章 25 節の「補遺」という 3 つの部分に大別される²。

士師記への「導入」(1:1-2:5) は、神託を求めるイスラエルの問いかけとそれに対するヤハウェの応答 (1:1-2) に始まる。続く 1 章 3-36 節は、イスラエル諸部族によるカナン攻略の様態を記している。そこでは、ユダの部族は土地の獲得に成功するが、その後の他の部族は先住民を完全に追い出すことができなかったとされる。2 章 1-5 節ではヤハウェの使いが現れ、その理由を、先住の民と契約を結ぶなという神の命令への忠誠が不徹底であったことに見る。

「主要部」(2:6-16:31) において展開されているのは、さまざまに異なった形で登場する「士師」と呼ばれる人物を中心とした一連の物語である (図表 1 参照)。中でもオトニエル (3:7-11)、エフド (3:12-30)、デボラとバラク (4-5 章)、ギデオンの (6-8 章)、エフタ (10:6-12:7)、サムソン (13-16 章) といった人物たちは、民の危機的な状況下において、神によって起こされ、カリスマ的な力を有して活動したとされる指導者たちであり、彼らはイスラエルを外敵の力から救い出す軍事的な側面も

併せ持つ。彼らはその記述の長さや詳しさから、「大士師」と呼ばれ、あまり多くの紙面を割かれない「小士師」たち (トラ、ヤイル [10:1-5]、イブツァン、エロン、アブドン [12:8-15]) とは便宜的に区別される³。

現行の士師記では、これら「士師」の数が、合計で 12 になるように調整が施されているように見受けられ⁴、ギデオンの死後に王朝の形成を目論んだその子アビメレクについては、1 章分の紙幅が費やされているものの (9 章)、彼が「士師」であったとは言明されていない。

これら「士師たち」の物語へと導入すべく前置きされているのが、2 章 6 節から 3 章 6 節の部分であり、これは内容的に大きく 3 つの段落に分かれる。最初の段落の 2 章 6-10 節では、ヨシュアの死と埋葬について語られている⁵。この記述により、それ以前の土地取得の時代との区別が行われると共に、かつての時代のことを知らない新たな世代の登場が示される。続く段落の 2 章 11-19 節は、イスラエルの民の背信と神ヤハウェによる処罰を繰り返し描くと同時に、彼らを苦難から救い出す「士師たち」の活動を記す総括的な報告である。最後の段落の 2 章 20 節-3 章 6 節では、度重なるイスラエルの民による背反ゆえに、ヤハウェの怒りが呼び覚まされ、諸国民

2:6-3:6	2:6-10 2:11-19 2:20-3:6	ヨシュアの死と埋葬 士師時代 危機の告知	
3:7-12:15	3:7-11	オトニエル	大
	3:12-30	エフド	
	3:31	シャムガル	
	4-5 章	デボラとバラク	大
	6-8 章	ギデオンの	
	9 章	アビメレク	
	10:1-2 10:3-5	トラ ヤイル	小
10:6-12:7	エフタ	大	
12:8-10 12:11-12 12:13-15	イブツァン		
	エロン	小	
	アブドン		
13-16 章		サムソン	大

図表 1 士師記主要部 (2:6-16:31) の構成

を根絶しなかったことで残された危機について予告される。

現行の士師記を締め括るのは、17-18章と19-21章に置かれた二つの「補遺」であり、そこには「士師」と呼ばれる人物はもはや登場しない。17-18章はダン族の移動について、そして19-21章はギベアにおけるベニヤミン族の蛮行とその結果についての物語である。これら2つの補遺は、「そのころイスラエルには王がなく、各々が自分の目に正しいことを行っていた」（17:6, 21:25, なお18:1, 19:1も参照）という繰り返し句によって、相互に関連付けられていると共に、後続のサムエル記への橋渡しになっている⁶。

全体の構成としては、士師記の元来の関心の対象である「士師たち」について語られているのは、「主要部」のみであり、「導入」ならびに「補遺」では、特定の個人の指導者が挙げられることなく、専らイスラエルの諸部族の歴史に関する事柄に焦点が当てられている。

2. 研究史

士師記に収録された個々の「士師たち」の物語が、いずれも定式的な導入と締め括りによって枠付けられていることは、旧約聖書学の世界において、早くから指摘されてきた。19世紀から20世紀前半にかけての旧約聖書入門や注解書において、これは「宗教的・教訓的」、あるいは「年代記的・宗教的」図式などと呼ばれていた⁷。

事態が大きく動いたのは、1943年である。この年、M. ノートはその著書『伝承史的研究』の中で、申命記から列王記までの一連の文書が「申命記史家」（Deuteronomist）と呼ばれる1人の編集者／著者の手に帰されることを主張したのである。これによって、士師記における綱領部分と各物語の枠部分の「循環的な」定式もまた、この人物の手に帰

されることになった。それ以降、ノートによる申命記史家とその著作たる申命記史書（deuteronomistisches Geschichtswerk）についてのテーゼは、修正を加えられつつも大方で受け入れられ、申命記史書の一翼を担う士師記について論じる際にも、この申命記史家の存在と役割を想定することなくして語ることは不可能になった。

綱領部分と各物語の枠部分の「循環的な」定式を一人の人物の手に帰すことには、しかし、看過できない問題も含まれている。2章11-19節の綱領部分に挙げられているすべての定型句が、その後の物語の枠部分に見られるわけではなく、またその逆の場合もある。こうした問題を背景として、士師記の成立をめぐるノートの見解に対して一石を投じたのが、W. リヒター（Richter）とW. バイヤーリン（Beyerlin）である⁸。両名は、ほぼ時を同じくして、2章11-19節の綱領部分と個々の士師たちの物語の枠部分の成立をめぐる、複数の段階によるテキストの編集過程を想定したのである。リヒターは、3-9章に残る古い北イスラエル起源の「救助者の書」（Retterbuch）が存在したと考え、これに申命記の影響を受けた編集の手が加えられて現在の形に至ったと見た。バイヤーリンは、綱領部分と枠部分の間の相違を強調し、その内容的な相違から、2章11-19節は、個々の物語の枠部分よりも時間的に後になって成立したものであると見なした。

各物語の枠部分の定式自体についても、すべての枠部分が同じ定型句によって構成されていないという問題もある。士師記全体の構成によって示されるのが、物事が次第に悪化する「漸進的な劣化」（progressive deterioration）であると強調するJ. C. マッカーン（McCann）は、士師記全体の中でギデオンの物語（6:1-8:35）が、イスラエルの状況が悪化へと向かう転換点であり、その後は負のスパイラルへと陥り、完全なる混沌の

内に幕を閉じると見ている。こうした劣化を表す兆候の一つとして彼が指摘するのが、女性の役割、ヤハウエの霊がもたらす効果などの変化と並んで、個々の士師についての物語を枠付ける循環的なパターンの変化である⁹。

最近の研究者たちの見解は、綱領部分と各物語の枠部分の定式に複数の編集の手を想定する人々と¹⁰、編集史的な統一性を見出す人々とで¹¹、大きく二分されている状態である。

3. テクスト

士師記 2 章 11-19 節の詳しい分析のために、まずはマソラ本文 (BHS) の日本語訳テキストを示す。本箇所のマソラ本文は、比較的よく保持されており、本文批評上の問題はさほど多くない。本文批評上の問題や文法的、語彙的な説明については、その都度、訳注にて論じる。

翻訳

¹¹イスラエルの子らは、ヤハウエの目に悪を行い、バアルたち^{a)}に仕えた。¹²彼らは、彼らの父祖たちの神ヤハウエ、彼らをエジプトの地から導き出した者を見捨て、彼らの周囲の民の神々の中から、他の神々の後を歩み、これらにひれ伏した。彼らはヤハウエを怒らせた。¹³彼らはヤハウエを見捨て、バアルとアシタロト^{b)}に仕えた。¹⁴ヤハウエはイスラエルに怒りを燃やし、彼らを略奪者たちの手に与えた。彼らは、彼らを略奪した。またかれは彼らを、彼らの周囲の敵の手に売った。彼らはもはや、彼らの敵の前に立つことができなかつた。¹⁵ヤハウエが語った通り、またヤハウエが彼らに誓った通り、彼らが出て行ったすべてにおいて、ヤハウエの手が彼らにとって災いとなった。それは彼らにとって大いなる悩みとなった^{c)}。¹⁶ヤハウエは士師たちを起こした^{d)}。彼らは、彼らを彼らの略

奪者たちの手から救った^{e)}。¹⁷しかし彼らは、士師たちにも聞かなかつた。なぜなら彼らは、他の神々の後を〔慕って〕姦淫し、彼らにひれ伏したからである。彼らは、彼らの父祖たちがヤハウエの戒めに聞いて歩んだ道からすぐに逸れ^{f)}、そのようには行わなかつた。¹⁸ヤハウエが彼らのために士師たちを起こしたとき、ヤハウエはその士師と共におり、その士師のすべての日々、彼らの敵の手から彼らを救った。なぜならヤハウエは、彼らを圧迫する者たち^{g)}や彼らを抑圧する者たち^{h)}を前にした彼らのうめきのゆえに悔やむⁱ⁾からである。¹⁹その士師が死ぬと、彼らは背いて彼らの父祖たちよりも墮落し、他の神々の後を歩んで彼らに仕え、彼らにひれ伏した。彼らは、彼らの行いと頑なな彼らの道を諦めなかつた。

訳注

^{a)} 原文は、בָּאִים/ba'al 「バアル」(士2:13, 6:25, 28, 30, 31, 32) の複数形のבָּאִים/b' 'alim。この「バアル」は、文字通りには「所有者」, 「主人」を意味する。この語は、それと共に、カナン天候神・豊饒神で、シリア・パレスチナで古くから崇拝されていた嵐の神を表し、アラム天候神ハダドなどと同じく、稲妻を象徴する三叉鉾を右手に振りかざす戦士の姿で図像化される。旧約聖書は、カルメル山でのエリヤとバアル預言者との対決(王上18:16-44)、バアル崇拜批判(ホセ2:4-15)など、イスラエルの民によるバアル崇拜の墮落を繰り返し批判する(王上16:32他)。

この「バアル」の複数形表現は、旧約中、本箇所以外に、士3:7, 8:33, 10:6, 10, サム上7:4, 12:10, 王上18:18, 代下17:3, 24:7, 28:2, 33:3, エレ2:23, 9:13, ホセ2:15, 19, 11:2に見られる。これは、強調の複数形(emphatic plural)とする意見もあるが¹²、例えば、バアル・ハツォル(サム下13:23)、バアル・ヘルモン(士3:3)、バアル・ユダ(サム下6:2)などの地名に表れる各地のバアル神の総称とも理解できる¹³。

^{b)} 「アシタロト」はカナンの女神で、バビロニアのイシュタルと関連するといわれる。旧約聖書では、しばしばバアルの配偶女神として

描かれる（士10:6, サム上7:4, 12:10, 王上18:19 他）。ソロモンはこの女神をエルサレムに祀ったといわれる（王上11:5）。シリア・パレスチナの各地で出土する土偶、青銅ないし銀製の裸の女性小像をアシタロト女神とみる解釈があるが、真偽の程は分からない。

c) 当該箇所七十人訳は, καὶ ἐξέθλιψεν/*kai exéthlipsen* 「そしてかれは苦しめた」(BHS欄外脚注を参照)¹⁴。J. A. Sogginなどは, これを参考にして, マソラ本文のカル形をヒフィル形に読み替えるが (וַיַּאֲסַר/*wayyāšar*)¹⁵, 試訳は, マソラ本文の語形を非人称 (impersonal) 表現として理解する¹⁶。本箇所と同様の表現は, 創32:8, 士10:9, サム上30:6, サム下13:2, ヨブ20:22に見られる。

d) 15節と16節は, 繋がり悪さを覚える。自らの手が災いとなるヤハウェが, その直後にイスラエルのために士師を起こしているからである。また, 本箇所以外の士師記における枠部分には, 苦境に陥ったイスラエルの民が, ヤハウェに対して助けを求めて叫ぶというモチーフが挟まれる (3:9, 15, 6:6, 10:10)。BHS校訂者のR. Meyerは, そのことを考慮に入れて, 16節冒頭に, אֶל-יְהוָה קָרָא וַיַּיַּזֵּקוּ/*wayyizū qā 'el-Yhwh* 「彼らはヤハウェに叫んだ」の挿入を提案している¹⁷。しかしながら, このような文言を含む写本は, これまでのところ見つかっていない。また古代の諸翻訳にも, これに該当するような文言は見られず, 本文批評上は支持されない¹⁸。

e) 当該箇所七十人訳は, καὶ ἔσωσεν/*kai ésdōsen* 「そしてかれは救った」としており, 主語を「士師たち」ではなく, 神ヤハウェと見ている。

f) 語根 סוּר/*swr* 「逃れる」が, 動詞 מָהַר/*mhr pi* 「急ぐ」の副詞的な意味を伴って, 「すぐに逃れる」という表現は他に, 出32:8, 申4:26, 7:4, 22, 9:3, 12, 16, 28:20, ヨシュ2:5, 士2:23, 詩79:8, 箴25:8に見られる。

g) 動詞 לָחַץ/*lhx* の用例は他に, 出3:9, 22:20, 23:9, 民22:25, 24:8, 士4:3, 6:9, 10:12, サム上10:18, 王下6:32, 13:4, 22, イザ19:20, エレ30:20, アモ6:14, 詩7:5, 56:2, 106:42のみ。

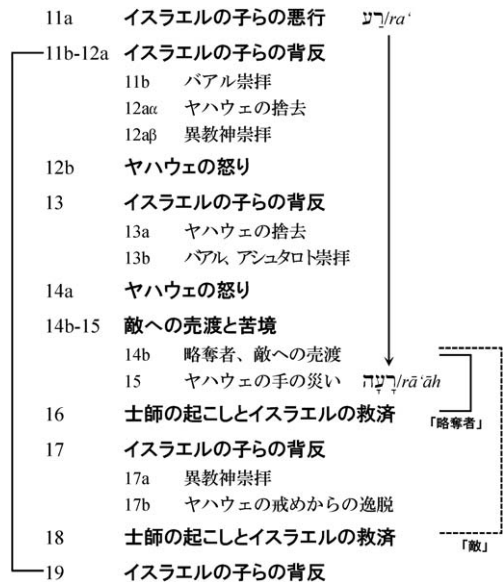
h) 動詞 דָּחַק/*dhq* の用例は他に, ヨエ2:8, ミカ7:11のみ。

i) 多くの翻訳では, 本箇所原語 נָחַם/*nḥm* nif. を「憐れんだ」と訳しているが, この動詞は本箇所と同じニファル形, あるいはピエル形で用いられ, その基本的な意味内容は, 「悔やむ」,

ないしは「慰めを得る」(用例は, 出13:17, サム上15:29, エレ4:28, 15:6, 20:16, エゼ24:14, ヨエ2:14, ヨナ3:9, ゼカ8:14, 詩106:45, 110:4など)¹⁹。

4. 文学批評

士師記2章11-19節は, これ以降に展開されてゆく「士師たち」の物語を導入すべく, この時代を特徴付ける全体的な傾向を提示している。本單元では, その冒頭近くの11b-12節bに見られる, 他の神々に「仕える」(עָבַד/'*bd*), 「ひれ伏す」(חָוָה/*hwh hištaf.*)²⁰, 彼らの後を「歩む」(הָלַךְ/*hlk*) といった表現が, 締め括りの19節で繰り返されており, 全体が大きく枠付けられている。本章句の文学的な構成と内容は, おおよそ以下のようにまとめられる²¹。



本單元を導入するのは, イスラエルの民が「悪」(עָבַד/*'ra'*)を行ったという定式的な表現である(11節a)。続く11-12節aにおいて, その「悪」の内実が具体的に示される。イスラエルの民は, 彼らの神ヤハウェを見捨てて, 他の神々を崇拜したというのである。ヤ

ヨシュ 21:44-45	士 2:14b-15
<p>44 וַיִּנַּח יְהוָה לָהֶם מַסְבִּיב כָּל אֲשֶׁר נִשְׁבַּע לְאַבוֹתָם וְלֹא-עָמַד אִישׁ בְּפָנֵיהֶם מִכָּל-אֹיְבֵיהֶם אֵת כָּל-אֹיְבֵיהֶם נָתַן יְהוָה בְּיָדָם 45 לֹא-נִפְלַד דְּבַר מִכָּל הַדְּבָר הַטּוֹב אֲשֶׁר-דִּבֶּר יְהוָה אֶל-בֵּית יִשְׂרָאֵל הַכֹּל בָּא</p>	<p>14b וַיִּתְּנֵם בְּיַד שָׂשִׁים וַיִּשְׁסוּ אוֹתָם וַיִּמְכְּרֵם בְּיַד אוֹיְבֵיהֶם מַסְבִּיב וְלֹא-יָכְלוּ עוֹד לַעֲמֹד לִפְנֵי אוֹיְבֵיהֶם 15 כָּל אֲשֶׁר יֵצְאוּ יַד-יְהוָה הִיתְהוּבָם לְרַעָה כַּאֲשֶׁר דִּבֶּר יְהוָה וְכַאֲשֶׁר נִשְׁבַּע יְהוָה לָהֶם וַיִּצַּר לָהֶם מְאֹד</p>

図表2 ヨシュ 21:44-45と士2:14b-15の共観表

ハウエを「彼らの父祖たちの神」であり、「彼らをエジプトの地から導き出した者」とする形容によって、過去におけるイスラエルの民に対する神の関係が強調されると共に、それにも関わらずにその神を捨て去る民の行為が際立たされる。この民の行為に対する神ヤハウエの反応は「怒り」であったといわれる(12節b)。

13節では、イスラエルの民による背反がもう一度述べられる。13節aの内容は部分的に12節aの繰り返しであり、13節bは部分的に11節bと重複していることから、本節はしばしば、後代の付加と見なされる²²。本節の動詞 עבַר/’bd「仕える」について、直前の11節が体格標識 (Nota accusativi) אֵת/’etを伴うのとは異なり、前置詞 ל/לを取る稀有な表現である点も(他にサム上4:9.9, エレ44:3のみ)、これが元来の文脈に属さないことの論拠として指摘されることもある²³。本節を二次的な付加と考える場合には、同じく重複する12節bと14節aについて、一方が同様に後代の編集の手に帰される²⁴。

14節aで再びヤハウエの怒りについて述べられた後、続く14b-15節で語られるのは、イスラエルの民が神ヤハウエによって敵の手へと売り渡され、彼らが苦境に陥る様である。14節における売渡を表す動詞は、「～の手に与える」(נתן/ntn + בֵּיַד/beyad), ないしは「売

る」(מכר/mkr)である。売渡の相手として挙げられているのは、「略奪者」(שָׁסָה/’sasah)ならびに「敵」(אויב/’oyeb)であり、前者は16節、後者は18節に再び登場し²⁵、両箇所のでこれらの者たちからのイスラエルの民の「救済」が述べられる。これら2つを鍵語としつつ、14節における民の「苦境」との間には明確な対比の構図が認められる。

14b-15節には更に、イスラエルの民による土地取得の成就について語るヨシュア記21章44-45節の記述との間に、表現の共通性が見て取れる(図表2参照)²⁶。

44ヤハウエは、かれが彼らの父祖たちに誓ったすべての通りに、彼らの周囲に憩いをもたらし、彼らのすべての敵の内、誰も彼らの前に立たなかった。彼らのすべての敵を、ヤハウエは彼らの手に与えた。45ヤハウエがイスラエルの家に語った良き言葉のすべての内、どの言葉も落ちず、すべてが実現した²⁷。

一致する表現が数多くあることで、より一層明確となるのが、両箇所の対照性である。ヨシュア記21章44-45節では、周囲のすべての敵の排除に伴うすべての土地の取得とそこでの平穏が、神ヤハウエによる誓いの成就として報告されているのに対し、士師記2章14b-

15節では、イスラエルの民の背反のゆえに、同じく神ヤハウェによる誓いの通り、それらが振り出しに戻されている。イスラエルが神から受けるのは、もはや「良き」(טוב/*tób*)言葉でなく(ヨシュ21:45)、「災い」(רָאָה/*rā'ah*)であるという(士2:15)²⁸。

15節に出るこの「災い」の語は更に、11節におけるイスラエルの民が行う「悪」(רַע/*ra'*)と言語的に共通する。これにより、「災い」は、「悪」の結果としてもたらされるという因果応報(Tun-Ergehen-Zusammenhang)の図式が展開されている。この原理によって、ある人が「災い」として被る苦難・苦境とは、当事者が行う「悪」のゆえに、神によってもたらされたものとして「説明」されるのである。

この因果応報の図式は、しかしながら、直後の16節で、他ならぬ神自身によって積極的に破られる。ヤハウェは、「士師たち」——本節において、士師記で初めて、「士師」(שופֵט/*šōpēṭ*)の語が登場する——を起こすことで、イスラエルの民に対する救済を実行するのである。民をその敵の手に渡し、彼らに災いをもたらし続けていた神が、突如として救済へと転じる契機については、ここでは語られない。16節の前に「彼らはヤハウェに叫んだ」という一文を挿入することは、本文批評学的な観点から受け入れ難い(上述)。

イスラエルの民の止むことなき背反について語る17節では、「姦淫」(זָנָה/*znh*)の比喩を用いた異教神崇拜と共に²⁹、彼らがヤハウェの戒めに聞き従わなかったと糾弾されている。本節については、R. スメント(Smend)を筆頭に、法規的な関心を持つ申命記史家(DtrN)による後代の二次的な編集の手が考えられている³⁰。イスラエルの民が士師の存命中から既に不忠実であったという記述は、19節の世代交代に伴う墮落の図式とは相容れず、また本節では、「士師たち」に「律法の伝道者」(Gesetzesprediger)という異なる

役割が帰されているというのである³¹。

災いから救済へという神の態度の転換について説明されているのは、18節においてである。それは、イスラエルの民による、彼らを圧迫する者たちや抑圧する者たちを前にした「うめき」のゆえの神の後悔であったという。この「うめき」を表す語קָאָה/*n'āqāh*は、語根קָאָה/*n'q*から派生した名詞で、旧約中、他には出エジプト記2章24節、6章5節、エゼキエル書30章24節のみに見られる珍しい語彙の1つである(動詞としては、エゼ30:24、ヨブ24:12のみ)。本箇所との関連で、とりわけ注目に値するのは、出エジプト記2章23-25節の記述である。

²³それから多くの日々が経ち、エジプトの王は死んだ。イスラエルの子らは労働ゆえに呻き、叫んだ(קָאָה/*z'q*)。労働ゆえの彼らの助けを求める叫びは、神に上った。²⁴神は、彼らのうめき(קָאָה/*n'āqāh*)を聞いた。そして神は、アブラハム、イサク、ヤコブとのかれの契約を想起した。²⁵神はイスラエルの子らを見た。そして神は知った³²。

出エジプト記は、エジプトの地において強制労働を課されて抑圧される「イスラエルの子ら」についての描写で幕を開ける(1章)。続く2章において、モーセの誕生と成長、ミディヤンの地への逃避行が語られた後、3-4章では、彼は神によって、民をエジプトから導き出す指導者としての召命と約束を受ける。2章23-25節の記述は、神がモーセを通じて、奴隷状態に置かれたエジプトからの導き出しという救済をイスラエルの民に対して行うに至った所以を説明している。それは、彼らが神に「叫び」(קָאָה/*z'q*)、神が彼らの「うめき」(קָאָה/*n'āqāh*)を聞いたからであったというのである。神が民の「うめき」のゆえに「士師たち」を起こして救ったという記述は、出エジプト記のこの文脈と響き合う。

士師記 2 章 18 節におけるイスラエルの民の「うめき」はまた、彼らを「圧迫する者たち」を前にしたものであったとされるが、この「圧迫する」(אָרָב/*lhas*) の語も、出エジプト記 3 章 9 節に見られる。

さて今、見よ、イスラエルの子らの叫び(אָרָב/*lhas*) がわたしのもとにやってきました。またわたしは見た、エジプトが彼らを圧迫する(אָרָב/*lhas*) 圧迫(אָרָב/*lahas*) を。

更には、士師記 2 章 18 節において、神が、自らが起こした「士師たち」と「共にいた」という「共にいる神」のモチーフも、出エジプト記 3-4 章のモーセ召命の文脈において繰り返し現れる重要な要素の 1 つである(出 3:12, 4:12.15)³³。

これまでの分析を踏まえると、士師記 2 章 11-19 節の文学的な構成は、イスラエルの民が行った悪(11 節 a) の内実として、異教神崇拜によって始まり、また締め括られており、この図式は世代を越えて「循環的に」繰り返されることになる。約束の地への定住後に陥ったさまざまな抑圧の状態は、土地取得の成就を語るヨシュア記 21 章 44-45 節の総括との対比を通じて、民の悪行と背反ゆえに神によってもたらされた災いとして明らかにされる。それと同時に、出エジプト記 2-4 章の文脈との並行性を意識しつつ³⁴、「士師たち」という代表者を通じてもたらされた苦境からの救済の所以が説明されている。

5. 定式の各要素とその「循環性」

士師記では、2 章 11-19 節の綱領部分以外にも、オトニエル(3:7-11)、エフド(3:12-15.30)、デボラ(4:1-3.23-24)、ギデオン(6:1-6, 8:28.32)、エフタ(10:6-16, 12:6)、サムソン(13:1, 15:20, 16:31)といった「士師たち」の物語の枠部分は、一連の定型的な表現によっ

て構成されている。

定式は以下の 12 の要素からなる(図表 3 参照)³⁵。

1. 民の悪行
2. 民の背反
3. ヤハウエの怒り
4. 敵への売渡
5. 抑圧期間
6. 民の危機
7. 民の叫び
8. 士師の起こし
9. 敵の屈服
10. 国の平穏
11. 士師の裁き
12. 士師の死

物語の枠部分においては、これら 12 の要素の内、1-8 まではそれぞれの物語前の導入部に、9-12 は物語後の終結部に配されている。

要素 1 「民の悪行」は、動詞「行う」(עָשָׂה/*'sh*) が、「悪」(רָע/*ra'*) と「ヤハウエの目に」(בְּעֵינֵי יְהוָה/*b'éné Yhwh*) を伴って表現される。この「ヤハウエの目に悪を行う」という文言が頻繁に、定式的に用いられるのは列王記である。そこでは、この表現によって、申命記史家が南北王国時代の各王に評価を下している³⁶。北王国の王については、ヤロブアム、エラ、イエフ、シャルム以外のすべての王について言われている³⁷。そして多くの場合、その後には「ヤロブアムの道を歩み、彼の罪を繰り返した」という文言が続く。南王国の王については、北王国と姻戚関係にあったヨラム、アハズヤ、そしてヨシヤを除いたマナセ以降の全ての王について用いられている³⁸。

この「民の悪行」は、ほぼ同じ表現によって、綱領部分(2:11)、オトニエル(3:7)、エフド(3:12)、デボラとバラク(4:1)、ギデオン(6:1)、エフタ(10:6)、サムソン(13:1)のすべての物語の枠部分の冒頭に見られる。これは、各

「彼らはヤハウェの目に悪を行った」

	綱領 2:11-19	オトニエル 3:7-11	エフド 3:12-15.30	デボラ 4:1-3.23-24	ギデオンの 6:1-6, 8:28.32	エフタ 10:6-16, 12:6	サムソン 13:1, 15:20, 16:31
1. 民の悪行	2:11	3:7	3:12	4:1	6:1	10:6	13:1
2. 民の背反	2:11-14.17.19	3:7	—	—	—	10:6	—
3. ヤハウェの怒り	2:14	3:8	—	—	—	10:7	—
4. 敵への売渡	2:14	3:8	3:12-14	4:2	6:1	10:7-8	13:1
5. 抑圧期間	—	3:8	3:14	4:3	6:1	10:8	13:1
6. 民の危機	2:15	—	—	—	—	10:9	—
7. 民の叫び	(2:18)	3:9	3:15	4:3	6:6	10:10	—
8. 士師の起こし	2:16.18	3:9	3:15	—	—	—	—
9. 敵の屈服	—	(3:10)	3:30	4:23	8:28	11:33	—
10. 国の平穩	—	3:11	3:30	5:31	8:28	—	—
11. 士師の裁き	2:16.18	3:10	—	(4:4)	—	12:7	15:20, 16:31
12. 士師の死	2:19	3:11	4:1	—	8:32	12:7	—

図表3 士師記における定式の各要素

物語の始まりのしるしであるのみならず、申命記史家の神学的な意図の表明である³⁹。

なお、4つの場合には、更に動詞 $\text{קָרַח}/\text{ypr}$ を伴って、「ヤハウェの目に悪を『再び』行った」と言われる (3:12, 4:1, 10:6, 13:1)。「士師」の死後、民がその都度、かつての悪しき習わしに戻った様を指摘するものである (2:19参照)。先行する「士師」の死について述べられない場合には、この動詞 $\text{קָרַח}/\text{ypr}$ は見られない (2:11, 3:7, 6:1)⁴⁰。

要素2「民の背反」は、上の悪行の具体化である。

この要素が見られるのは、2章の綱領部分 (2:11-14.17.19) 以外、オトニエル (3:7) とエフタ (10:6) の物語の導入部のみであり、その他のエフド、デボラ、ギデオンの物語の枠部分には含まれない。

他の神々に対する行為として、「バアルたち」(2:11, 3:7, 10:6) や「アシュタロト」(2:13, 3:7⁴¹, 10:6) といった、「他の神々」(2:19, 10:6) に「仕える」($\text{עָבַד}/\text{'bd}$)⁴²、彼らの後を「歩む」($\text{הָלַךְ}/\text{hlk}$, 2:12.19, 10:6)⁴³、「ひれ伏す」($\text{חָוָה}/\text{hwh}$ hštaf , 2:12.17.19) がある。またヤハウェに対する行為は、「見捨てる」($\text{עָזַב}/\text{'zb}$, 2:11, 10:6)、ないしは「忘れる」($\text{שָׁכַח}/\text{škh}$, 3:7) として表現されている。

要素3「ヤハウェの怒り」⁴⁴は、動詞 $\text{חָרָה}/$

ḥrh 「熱くなる, 燃える」が $\text{הָרַחֵף אֶת}/\text{'ap Yhwh}$ 「ヤハウェの鼻」を主語として、文字通りには、「ヤハウェの鼻が熱くなる, 燃える」、転じて「ヤハウェが怒りを燃やす」と言われる。この要素は、上の要素2と密接に関わるもので、綱領部分 (2:14)、オトニエル (3:8)、エフタ (10:7) の場合のみ、ヤハウェの遺棄と異教神崇拜についての記述の直後に、神の反応として現れる。

要素4「敵への売渡」は、要素1と同じく、綱領部分並びにすべての物語の枠部分に見られる。用いられている動詞には、 $\text{נָתַן}/\text{ntn}$ 「与える」(2:14, 6:1, 13:1)、 $\text{מָכַר}/\text{mkr}$ 「売る」(2:14, 3:8, 4:2, 10:7)、 $\text{חָזַק}/\text{hʒq}$ pi.「強める」(3:12) などの多様性がある⁴⁵。売渡の主語に来るのはいずれも神ヤハウェであり、イスラエルが売り渡される相手としては、周辺民族ないしはその王が挙げられる。

要素5「抑圧期間」は、2章の綱領部分にのみ現れない一方で、オトニエルでは8年 (3:8)、エフドでは18年 (3:14)、デボラとバラクでは20年 (4:3)、ギデオンでは7年 (6:1)、エフタでは18年 (10:8)、サムソンでは40年 (13:1) と、それぞれ期間に相違はあるが、すべての物語の枠部分に見られる。

要素6「民の危機」についての記述が見られるのは、綱領部分 (2:15) とエフタ物語

の枠部分 (10:9) のみである。いずれも動詞 $\text{סָרַר}/srr$ が前置詞 $\text{ל}/l$ ならびに形容詞 $\text{מְאֹד}/m'od$ を伴い、「それは彼ら／イスラエルにとって大いなる悩みとなった」と言われ、両箇所表現は、ほぼ逐語的な一致を見せる。

要素7「民の叫び」は、サムソンを除いて、オトニエル (3:9)、エフド (3:15)、デボラとバラク (4:3)、ギデオン (6:6)、エフタ (10:10) のすべての物語の枠部分に現れる。イスラエルを主語、ヤハウエを対象に、動詞 $\text{קָוָה}/z'q$ 「叫ぶ」(3:9,15, 6:6, 10:10) ないしその別形 $\text{קָוָה}/s'q$ (4:3) を用いて表現されている。2章の綱領部分では、民の叫びに代わって、民の「うめき」についての言及がある (2:18)。

要素8「士師の起こし」については、2章の綱領部分 (2:16,18) 以外に、物語の枠部分で直接的な言及があるのは、オトニエル (3:9) とエフド (3:15) のみである。用いられている術語は、どの箇所も動詞 $\text{קָוָה}/qwm$ hif. 「起こす」である。起こされるのは「士師たち」($\text{שְׂפָתַי}/šöp'fīm$, 2:16,18) ないし「救助者」($\text{מוֹשֵׁעַ}/môšē', 3:9,15$) であり、彼らは「救った」($\text{יָשַׁע}/yš' hif.$) と言われる (2:16,18, 3:9)。

多くの物語の枠部分でこの要素が現れないのは、物語の本体部分においてその旨が述べられていることに起因すると思われる。デボラは、「女預言者」($\text{נְבִיאָה}/nēbi'ah$) として登場し (4:4)、彼女は「裁いた」($\text{שָׁפַט}/špt$) と言われている (4:5)。ギデオンについては、彼の召命記事がこの要素に当たる (6:11-40)。エフタについては、イスラエルの罪告白 (10:10-16) がこれに代わり、10章12節では、ヤハウエ自身が彼らを「救う」($\text{יָשַׁע}/yš' hif.$) とされている⁴⁶。

要素9「敵の屈服」は、2章の綱領部分ならびにサムソンの物語を除いて、エフド (3:30)、デボラとバラク (4:23)、ギデオン (8:28)、エフタ (11:33) の物語すべての枠部分の終結部で、動詞 $\text{כָּנַע}/kn$ 「屈服する」によって表現されている。オトニエルの場合には、

動詞 $\text{חָזַק}/z'z$ 「強い」がこれに代わる (3:10)。

要素10「国の平穩」は、「平穩である」($\text{שָׁקַט}/šqt$)、「この地」($\text{אֶרֶץ}/ha'āraš$)、そして期間の3つの構成要素からなる。オトニエル (40年, 3:11)、エフド (80年, 3:30)、デボラとバラク (40年, 5:31)、ギデオン (40年, 8:28) に見られる。2章の綱領部分、エフタとサムソンの物語の枠部分には見られない。エフタとサムソンについては、これに代わる報告が、次の要素11において行われ、彼らが裁いた期間として、エフタは6年 (12:7)、サムソンは20年 (15:20, 16:31) と言われている。

要素11「士師の裁き」は、動詞 $\text{שָׁפַט}/špt$ 「裁く」によって表現される。2章の綱領部分 (2:16,18)、オトニエル (3:10)、エフタ (12:7)、サムソン (15:20, 16:31) の物語の枠部分に見られる。デボラに関しては、物語の本体部分の導入で、彼女はイスラエルを「裁いた」と言われている (4:4)。

要素12「士師の死」は、2章の綱領部分 (2:19) 以外にも、デボラとバラク、サムソンの物語を除く、オトニエル (3:11)、エフド (4:1)、ギデオン (8:32)、エフタ (12:7) の物語すべてに見られ、それぞれの物語の枠部分は、この要素によって締め括られている。デボラとバラクの物語がこの要素を欠く理由は不明だが、サムソンの死の報告については、物語本体内でその旨が述べられていることから (16:29以下)、枠部分での言及が省かれたのかもしれない。要素11と12は、いわゆる「小士師」についての報告を構成している要素でもある (トラ [10:2]、ヤイル [10:3,5]、イブツァン [12:11,10]、エロン [12:11,12]、アブドン [12:14,15])。

2章11-19節の綱領部分、ならびに個々の「士師」の物語を枠付けている定式の文学的な特質に関して、以下の3つの点が導き出せる。

第1に、サムソンの物語の特異性である。枠部分は極めて短く (13:1, 15:20, 16:31)、サ

ムソンをめぐる物語の本体部分とはほとんど関わりがない。サムソンは、その他の「士師たち」とは異なり、人々を率いて敵と戦うことはない。むしろ、自らの個人的な関心で動いている。これらの事実は、申命記史家が構築した元来の士師記の文脈は、エフタの物語をもって締め括られており、サムソンの物語ならびにその枠部分は、申命記史家以降の時代に、二次的に付け加えられたことを示している⁴⁷。サムエル記上12章11節において、「エルバアル、ベダン、エフタ、サムエル」の名のみが挙げられているのも、そのことの傍証の1つである。

第2に、オトニエルの物語の特異性である。彼の活動についてのほぼすべての記述が、各要素の定型的な表現のみによって構成されている。このことは、オトニエルをめぐる物語全体が、一連の「士師たち」の物語への導入として、申命記史家自身によって組み立てられた可能性を示唆している⁴⁸。

第3に、2章11-19節の綱領部分は、10章のエフタについての物語の枠部分と響き合う。民の背反、ヤハウェの怒り、民の危機は、これら2箇所のみ(オトニエルを別として)共通して現れる要素である。元来の申命記史家による士師記の文脈は、これらの両部分によって、「士師時代」についての記述全体を大きく枠付けようとしていたと思われる。

定式の「循環性」に関して明らかなのは、確かに、どの定式もすべての要素を伴って構成されているわけではない。また定式部分すべてに見られる要素も少なく(要素1と4のみ)、各要素の登場順や言葉遣いにも少なからぬ多様性が見られる。しかしながら、そうした事態の多くは、物語素材の形態と内容、個々の物語をただ繋ぎ合わせるだけでなく、全体として一つのまとまりを生み出そうとした編集者たちの文学的な意図に帰することができる。定式の各要素の大部分は申命記史家に特徴的な表現であり、申命記史家以前に枠部

分の定式が存在したことを想定するのには難がある⁴⁹。申命記史家は、手にした個々の物語の内容に合わせて、その前後に枠部分の定式の要素を適宜調整し、2章11-19節には綱領的な定式を配することで、土地取得から王国時代へと至る間の「士師時代」を構築したと思われる。

おわりに

士師記2章11-19節の綱領部分ならびに各士師たちの物語の枠部分に見られる定型的表現の背後には、ある一貫した思想的背景を持った「申命記史家」が存在し、そこに「士師時代」についてのある明確な時代認識が表明されていると思われる。彼らは、原因と結果、「悪」と「災い」の因果関係を、神と人間との関係に帰結させつつも、神を機械仕掛けの装置に貶めず、むしろ応報の図式を積極的に破る存在として描き出した。士師記を書き記した人々は、そこに、「悪」を犯し、今まさに「災い」を被る者としての自分たちにとっての希望を紡ぎ出そうとしたのである。

本研究は2017年度北星学園大学特定研究費の助成を受けたものである。

注

- ¹ M. Noth, *Überlieferungsgeschichtliche Studien. Die sammelnden und bearbeitenden Geschichtswerke im Alten Testament*, Tübingen 1943, 5f (M. ノート『旧約聖書の歴史文学—伝承史的研究』山我哲雄訳、日本基督教団出版局、1988年、28頁)。
- ² 士師記全体の文学的な構成については、T. Butler, *Judges* (WBC 8), Nashville 2009, liff; V. Fritz, *Die Entstehung Israels im 12. und 11. Jahrhundert v. Chr.* (BE 2), Stuttgart 1996, 37ff; J. C. Gertz, *Tora und Vordere Propheten*, in: ders. (Hg.), *Grundinformation Altes Testament*, Göttingen 2006, 285ff; M. Görg, *Richter* (NEB 31), Würzburg 1993, 5ff; W. Groß, *Richter*

- (HThK.AT), Freiburg u.a. 2009, 82ff; ders., Das Richterbuch zwischen deuteronomistischen Geschichtswerk und Ennateuch, in: H.-J. Stipp (Hg.), *Das deuteronomistische Geschichtswerk* (ÖBS 38), Frankfurt a. M. u.a. 2011, 178ff; G. Hentschel, Das Buch der Richter, in: E. Zenger u.a., *Einleitung in das Alte Testament*, Stuttgart ⁵1995, 214ff; W. Herzberg, *Die Bücher Josua, Richter, Ruth* (ATD 9), Göttingen ⁶1985, 141 (H. W. ヘルツベルク『ATD旧約聖書註解5/2 ヨシヤ記 士師記 ルツ記』小友聡／山本尚子／森田外雄／斎藤顕訳, ATD・NTD聖書註解刊行会, 2000年, 289頁); R. G. Kratz, *Die Komposition der erzählenden Bücher des Alten Testaments. Grundwissen der Bibelkritik*, Göttingen 2000, 193ff; J. A. Soggin, *Judges. A Commentary* (OTL), Philadelphia 1981, 4f; G. T. K. Wong, *Compositional Strategy of the Book of Judges. An Inductive, Rhetorical Study* (VTS 111), Leiden 2006; 山吉智久「ヨシヤは二度死ぬー士師記の二重の始まりー」, 『聖書学論集』48 (2017), 2ffなど参照。
- ³ J. Wellhausen, *Die Composition des Hexateuchs und der historischen Bücher des Alten Testaments*, Berlin ⁴1963, 210f; Noth, *Studien*, 47ff (ノート『歴史文学』, 107頁以下); Soggin, *Judges*, 4; J. Clinton McCann, *Judges*, Interpretation, A Bible Commentary for Teaching and Preaching, Louisville 2002, 5 (J. C. マッカーン『現代聖書註解 士師記』山吉智久訳, 日本基督教団出版局, 2018年, 24頁); Groß, HThK.AT, 529など参照。
- ⁴ McCann, *Judges*, 5 (マッカーン『士師記』, 24頁) など参照。
- ⁵ 士2:6-10のテキストについて, 最近では, 山吉「ヨシヤは二度死ぬ」を参照。
- ⁶ T. Yamayoshi, „Jeder tat das Rechte in seinen Augen“ (Ri 17,6; 21,25). Zum „Kehrvers“ des Richterbuches, *AJBI* 41 (2015), 65-80参照。
- ⁷ 例 えば, S. Oettli, *Das Deuteronomium und die Bücher Josua und Richter* (KK 2), München 1893, 227; Wellhausen, *Composition*, 213; K. Budde, *Das Buch der Richter* (KHC VII), Freiburg 1897 など。
- ⁸ W. Richter, *Die Bearbeitungen des „Richterbuches“ in der deuteronomischen Epoche* (BBB 18), Bonn 1963; W. Beyerlin, Gattung und Herkunft des Rahmens im Richterbuch, in: E. Würthwein / O. Kaiser (Hg.), *Tradition und Situation. Studien zur alttestamentlichen Prophetie*, FS für A. Weiser, Göttingen 1963, 1-29.
- ⁹ McCann, *Judges*, 9ff (マッカーン『士師記』, 30頁以下) 参照。
- ¹⁰ 例 えば, Groß, HThK.AT, 182ff; F.-E. Focken, *Zwischen Landnahme und Königtum. Literarkritische und redaktionsgeschichtliche Untersuchungen zum Anfang und Ende der deuteronomistischen Richter erzählungen* (FRLANT 258), Göttingen 2014, 45ffなど。
- ¹¹ 例 えば, H.-D. Hoffmann, *Reform und Reformen. Untersuchungen zu einem Grundthema der deuteronomistischen Geschichtsschreibung* (AThANT 66), Zürich 1980, 271ff; E. Blum, *Die Komposition der Vätergeschichte* (WMANT 57), Neukirchen-Vluyn 1984, 48ff; U. Becker, *Richterzeit und Königtum. Redaktionsgeschichtliche Studien zum Richterbuch* (BZAW 192), Berlin 1990; H.-D. Neef, Der Rahmen der Richter erzählungen. Exegetische, literarische und theologische Beobachtungen, *Theologische Beiträge* 47 (2016), 109ffなど。
- ¹² BDB, 127b 参照。
- ¹³ J. Kühlewein, Art., בַּעַל, in: *THAT I* (⁵1994), 327ff; W. Herrmann, Art. Baal, in: *DDD*, 132ff 参照。
- ¹⁴ Butler, *Judges*, 37なども参照。
- ¹⁵ Soggin, *Judges*, 39参照。
- ¹⁶ HAL, 990 s.v. בַּרַר; BHQ, 47*; B. Lindars, *Judges 1-5. A New Translation and Commentary*, Edinburgh 1995, 104fなど参照。
- ¹⁷ Richter, *Bearbeitungen*, 30f; Soggin, *Judges*, 39; R. Bartelmus, Menschlicher Misserfolg und Jahwes Initiative. Beobachtungen zum Geschichtsbild des deuteronomistischen Rahmens im Richterbuch und zum geschichtstheologischen Entwurf in Ez 20, *BN* 70 (1993), 34なども参照。
- ¹⁸ Beyerlin, Gattung, 4; Becker, *Richterzeit*, 78参照。
- ¹⁹ 神が「悔やむ」ことの問題については, J. Jeremias, *Die Reue Gottes. Aspekte alttestamentlicher Gottesvorstellung* (BThSt 31) Neukirchen-Vluyn 1997参照。
- ²⁰ 「ひれ伏す」を表す動詞 חָוַה/חָוַה hištafel (HAL 283f参照) の語形に関して, 伝統的には, 語根 חָוַה/šḥh (חָוַה/šḥw*) hitpa'lel の ת/t と ש/sが

- 入れ替わった形と解釈されてきた (Ges¹⁸, 1339 参照)。
- ²¹ 士2:11-19の文学的な構成について、最近では、Focken, *Landnahme*, 48参照。
- ²² Budde, *Richter*, 22; Beyerlin, *Gattung*, 2; Richter, *Bearbeitungen*, 28など参照。
- ²³ Lindars, *Judges*, 103; Groß, HThK.AT, 185; Focken, *Landnahme*, 51など参照。
- ²⁴ しかしながら、内容的な「重複」を前にして、それらを異なる編集層に帰すことに対しては、十分な慎重さが求められる。「重複」は文学的に意図されたものであるかもしれず、あるいはそもそも、われわれの目には「重複」と映るものが、それを作り出した人々にとっては「重複」ではない可能性も否定できない。
- ²⁵ Groß, HThK.AT, 185参照。
- ²⁶ Becker, *Richterzeit*, 77; S. Gillmayr-Bucher, *Framework and Discourse in the Book of Judges*, *JBL* (2009), 689; Groß, HThK.AT, 185など参照。
- ²⁷ 士2:14b-15と共通する表現部分を で示す。
- ²⁸ Becker, *Richterzeit*, 78参照。
- ²⁹ 「姦淫する」(מזנה/nh) は、ある婦人が、他の男と情交することを基本的な意味とし (創38:24, レビ21:9, 申22:21など)、ここでは比喩的に、神ヤハウェに対して不忠実なさまを表す (マタ12:39の *μοιχαλισ*/moichalisを参照)。同様の比喩表現は、エゼ16:15-16, 28, ホセ2:7, 4:13などに見られる。「神々の後を慕って」という表現を伴う例は他に、出34:15-16, 申31:16, 代上5:25。類義の語根 *נ'p* も比喩的に異教崇拝を表す (エレ3:9など)。
- ³⁰ R. Smend, *Das Gesetz und die Völker. Ein Beitrag zur deuteronomistischen redaktionsgeschichte*, in: H. W. Wolff (Hg.), *Probleme biblischer Theologie*, FS G. von Rad, München 1971, 504ff (= R. Smend, *Die Mitte des Alten Testaments*, Tübingen 2002, 157f); T. Veijola, *Das Königtum in der Beurteilung der deuteronomistischen Historiographie. Eine redaktionsgeschichtliche Untersuchung*, Helsinki 1977, 90; Richter, *Bearbeitungen*, 33f; Soggin, *Judges*, 42; Becker, *Richterzeit*, 79; Lindars, *Judges*, 106; Groß, HThK.AT, 185f; Focken, *Landnahme*, 52ffなど参照。別意見は、Beyerlin, *Gattung*, 4など。
- ³¹ Richter, *Bearbeitungen*, 33f; Smend, *Gesetz*, 504; Groß, HThK.AT, 185f参照。
- ³² 当該箇所七十人訳は *καὶ ἐγνώσθη αὐτοῖς/ kai egnōsthē autoîs* 「そしてかれは彼らに自らを知らせた」。
- ³³ 「共にいる」という神の同伴を示す定式によって象徴的に表現されているのは、神の庇護である。この定式は、旧約中、100回ほど見られ、とりわけ戦争や旅行などの危険を伴う大きな事業に先立つ文脈に多く置かれる。殊に、イスラエルの重要な指導者の召命の描写に繰り返し見られ、モーセ以外に、ヨシユア (ヨシユ1:9), サムエル (サム上3:19), ダビデ (サム上16:18, サム下5:10), ソロモン (王上1:37, 代下1:1), ヤロブアム一世 (王上11:38) について言われている。山我哲雄『海の奇蹟—モーセ五書論集』, 聖公会出版, 2012年, 178-179頁参照。
- ³⁴ 士師記における出エジプト記との関連性は、前の時代を象徴する人物 (ヨセフないしヨシユア) ならびに彼と同時代の世代の死去と、前時代を知らない新しい人々の起こりを語る出1:6.8と士2:10の間にも観察される。山吉「ヨシユアは二度死ぬ」, 19f参照。
- ³⁵ Becker, *Richterzeit*, 83; Lindars, *Judges*, 100; Groß, HThK.AT, 189ff; Neef, *Rahmen*, 110fなど参照。
- ³⁶ M. Weinfeld, *Deuteronomy and the Deuteronomistic School*, Oxford 1972, 339参照。
- ³⁷ ナダブ: 王上15:25, バシヤ: 王上15:34, 16:7, ジムリ: 王上16:19, オムリ: 王上16:25, アハブ: 王上16:25.30, ヨラム: 王下3:2, ヨアハズ: 王下13:2, ヨアシユ: 王下13:11, ヤロブアム (2世): 王下14:24, ゼカルヤ: 王下15:9, メナヘム: 王下15:18, ペカフヤ: 王下15:24, ペカ: 王下15:28, ホシユア: 王下17:2。
- ³⁸ ヨラム: 王下8:18, アハズヤ: 王下8:27, マナセ: 王下21:2, アモン: 王下21:20, ヨアハズ: 王下23:32, イエホヤキム: 王下23:37, イエホヤキン: 王下24:9, ゼデキヤ: 王下24:19。
- ³⁹ Groß, HThK.AT, 190参照。
- ⁴⁰ Groß, HThK.AT, 190f参照。
- ⁴¹ 3:7のみ, 「アシェラたち」(אֲשֵׁרֹת/ʾāšerôt)。2つの写本およびベシッタ, ウルガタでは, 「アシュタロト」。
- ⁴² Weinfeld, *Deuteronomy*, 320参照。
- ⁴³ Weinfeld, *Deuteronomy*, 320参照。
- ⁴⁴ 「ヤハウェの怒り」についての議論をめぐっては、最近では、J. Jeremias, *Der Zorn Gottes*

im Alten Testament. Das biblische Israel zwischen Verwerfung und Erwählung (BThSt 104), Neukirchen-Vluyn 2009参照。

⁴⁵ Becker, *Richterzeit*, 83; Groß, HThK.AT, 191f; Neef, Rahmen, 111参照。

⁴⁶ Groß, HThK.AT, 195; Neef, Rahmen, 112参照。

⁴⁷ Neef, Rahmen, 113参照。

⁴⁸ Groß, HThK.AT, 195参照。

⁴⁹ Becker, *Richterzeit*, 90; Neef, Rahmen, 113.118参照。